

はじめに

学校施設は、障害の有無にかかわらず、子どもたちが支障なく学校生活を送ることができるようになるとともに、地域住民の生涯学習等のコミュニティの拠点及び地震等の災害時の応急的な避難施設としての役割が求められていることから、バリアフリー化の推進は重要な課題となっています。

学校施設のバリアフリー化は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（旧ハートビル法）の一部改正により、バリアフリー化の努力義務の対象とされたことに加え、「障害者基本計画」（平成14年12月 閣議決定）において学校施設のバリアフリー化を推進することが明記され、積極的なバリアフリー化が求められています。

これまで、文部科学省においては、学校施設のバリアフリー化等推進の基本的考え方を示した「学校施設バリアフリー化推進指針」（平成16年3月）を策定するとともに、具体的な計画・設計手法の事例集として「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」（平成17年3月）を取りまとめ、また、学校施設のバリアフリー化のための国庫補助を行ってきてているところですが、学校施設のバリアフリー化は必ずしも十分とは言い難い状況となっています。

このような状況の中、国立教育政策研究所文教施設研究センターでは、文部科学省と連携して「学校施設のバリアフリー化整備計画の推進に関する調査研究」を実施し、学校施設の計画的・合理的なバリアフリー化の整備計画を策定するなどして、学校施設のバリアフリー化に積極的に取り組んでいる地方公共団体の活動状況を、実践集として取りまとめました。

本報告書が今後、地方公共団体におけるバリアフリー化の推進のための、体制づくりや段階的整備などのポイントについて、整備計画の策定の参考としていただければ幸いです。